

仙台市農業委員会第 48 回総会議事録

I. 開催日時 令和 4 年 4 月 27 日（水曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 11 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫		11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

IV. 欠席委員 (1 人) 10 番 熊谷 幸夫

V. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件

第 5 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 1）

第 6 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 2）

5. 協議

(1) 令和 4 年度農地パトロール（利用状況調査）の実施（案）

6. 報告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知

(5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件

(6) 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地判断について

(7) 売渡あっせん希望農地一覧表

7. その他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	木田 利久	事務課長	山本 幸子
振興係長	八木 正志	農地係長	伊藤 秀宣
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菊地 一郎
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第48回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、10番熊谷幸夫委員から欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、6番小野寺潔委員、7番加藤和江委員を指名いたします。	
議 長	議案に入ります。	(午後1時35分)
	第1号議案から第4号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、4月20日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、調査の概要を説明していただきます。 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。大泉権吾第一調査委員会委員長から説明願います。	
大泉権吾第一調査委員会委員長	－ 調査の概要説明 －	
調査報告 (机上配布)		

(第一調査委員会委員長大泉権吾報告)

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、4月20日に実施いたしました。調査は、6番小野寺潔委員、9番菊地郁夫委員、15番庄司俊充委員、19番柴田市郎委員と私(4番大泉権吾委員)の5名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が3件、贈与による農業承継が1件の合計4件です。番号1番の報告は私(4番大泉権吾委員)、番号2番の報告は9番菊地郁夫委員、番号3番の報告は19番柴田市郎委員、番号4番の報告は15番庄司俊充委員です。

番号1番は、贈与による所有権移転です。同一世帯の親から子へ贈与により農業承継を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で227aの農地を耕作しています。4月10日に大友哲農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(9番菊地郁夫委員報告)

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は農事組合法人で、農地所有適格法人の要件を満たしております。現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機3台、収穫機5台を所有し、6人で5,266aの農地を耕作しています。4月10日に大友哲農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(19番柴田市郎委員報告)

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈については作業委託により、家族3人で129aの農地を耕作しています。4月10日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(15番庄司俊充委員報告)

番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、農地所有適格法人として、令和2年12月に農地法第3条許可を受け、現在トラクター2台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、5人で142aの農地を耕作し

ています。引き続き農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しております。4月12日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。
よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時37分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一
調査委員会委
員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

(第一調査委員会委員長大泉権吾報告)

第2号議案の調査結果について報告します。調査委員会を、4月20日に実施いたしました。調査は、6番小野寺潔委員、9番菊地郁夫委員、15番庄司俊充委員、19番柴田市郎委員と私（4番大泉権吾委員）の5名で行いました。今回の申請は、農業用施設に転用するものが1件です。調査の結果報告は、6番小野寺潔委員です。

(6番小野寺潔委員報告)

番号1番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の

農振農用地区域で、土地改良事業施行区域外です。申請は、畑 1,469 m²のうち 497.20 m²を農業用施設に転用するもので、農業用倉庫(1棟)に 59.60 m²、通路・作業スペース等に 437.60 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画については既に建物が建築済みであり費用がかからないことを確認しております。農地区分は農用地区域ですが、令和4年3月31日付けで農業用施設用地として農振の用途区分変更通知書が出ております。また、許可を得ず建物を建てたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時38分)

議 長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一
調査委員会委員
委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告(机上配布)

(第一調査委員会委員長大泉権吾報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査委員会を、4月20日に実施いたしました。調査は、8番菅野則義委員、7番加藤和江委員、13番佐藤千治委員、18番松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが3件、車両置場に転用するものが2件、分家住宅に転用するものが1件、資材置場に一時転用するものが1件、の合計7件です。番号1番と2番の

報告は13番佐藤千治委員、番号3番と4番の報告は7番加藤和江委員、番号5番の報告は8番菅野則義委員、番号6番と7番の報告は18番松原菊男委員です。

(13番佐藤千治委員報告)

番号1番と2番は関連がありますので一括して報告します。車両置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域であることから、第2種農地と判断しました。申請は自動車販売業者が、畑1,931㎡を転用し、駐車場(大型トラック7台・中型トラック12台・普通車17台)に1,023㎡、通路等に908㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(7番加藤和江委員報告)

番号3番は、分家住宅に転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は譲渡人の子が、畑313㎡を転用し、住宅(1棟)に60.25㎡、駐車場(普通車3台)に45㎡、庭等に207.75㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金と借入金であり、預金通帳の写し及び金融機関の審査結果の写しが提出されております。また、令和4年4月4日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。(開発許可と同日に許可することになります)以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は自動車販売業を営む申請者が、畑657㎡を転用し、駐車場(普通車12台・トラック1台)に190㎡、資材置場に50㎡、通路等に417㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書

が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(8番菅野則義委員報告)

番号5番は、資材置場に一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域で、土地改良事業施行区域外です。申請は建設業者が、畑3筆1,522㎡のうち438㎡を一時転用し、資材置場に260㎡、駐車スペースに70㎡、通路等に108㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。農振農用地区域になっておりますが、一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当し、経済局農政企画課から農振整備計画の達成に支障がない旨の回答をいただいております。一時転用の期間は、令和4年7月31日までです。また、許可を得ず事前に利用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(18番松原菊男委員報告)

番号6番と7番は関連がありますので一括して報告します。駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、4m以上の道路の沿道の区域にあって、500m以内に2つの公共施設(区役所・公会堂)があることから、第3種農地と判断しました。申請は、不動産業者が、畑950㎡を転用し、駐車場(普通車35台)に437.5㎡、通路等に512.5㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の融資証明書の写しが提出されております。また、番号6番については、以前から許可を得ずに駐車場として利用していたことに対し、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時39分)

議 長

第4号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一
調査委員会委
員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会委員長大泉権吾報告）

第4号議案の調査結果について報告します。調査委員会を、4月20日に実施いたしました。調査は、8番菅野則義委員、7番加藤和江委員、13番佐藤千治委員、18番松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、一時転用していたものの事業計画変更承認申請が2件です。番号1番と2番の報告は18番松原菊男委員です。

（18番松原菊男委員報告）

番号1番は、賃貸借権の設定により資材置場に一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域で、土地改良事業施行区域です。令和3年5月27日付け農地法第5条許可で市発注工事のための資材置場に一時転用していましたが、追加工事を受注したことにより、工期の延長が必要となったことから、一時転用の期間を令和4年4月30日までから令和5年9月30日まで（1年5ヶ月）に変更するものです。事業面積に変更はなく、用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃借料の増加に関しても自己資金で対応可能であることを確認しています。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

番号2番は、賃貸借権の設定により工事ヤードに一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域で、土地改良事業施行区域です。令和3年11月29日付け農地法第5条許可で工事ヤードに一時転用していましたが、追加工事が発生したことにより、工期の延長が必要となったことから、一時転用の期間を

令和4年4月30日までから令和4年8月31日まで（4ヶ月）に変更するものです。事業面積に変更はなく、用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃借料の増加に関しても自己資金で対応可能であることを確認しています。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議長

第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件については、承認することに決定いたします。

(午後1時40分)

議長

第5号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式1）、を上程します。

最初に事務局から内容を説明願います。

事務局

第5号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式1）は、令和4年4月28日仙台市公告予定分です。一括方式は、集積計画と配分計画を併せて一括設定するものです。総数で67件、424,669㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法第18条第3項の各号を満たしているものです。

議長

第5号議案の番号16番と42番は17番高橋勝彦委員の案件であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで、高橋勝彦委員は退席していただきます。

(高橋勝彦委員退席)

議長

高橋勝彦委員の2件の案件について、質問・ご意見はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。 2件（番号16番、42番）について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第5号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業・一括方式1）2件（番号16番、42番）については、原案のとおり決定します。第5号議案の2件（番号16番、42番）が終了しましたので、高橋勝彦委員は入室してください。</p>
	<p>（高橋勝彦委員入室） （午後1時43分）</p>
議 長	<p>それでは、議事参与の制限以外の65件（番号16番、42番除く）について審議することにします。ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>（異議、意見等なし）</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。65件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第5号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式1）の65件（番号16、42番の2件を除く）は、原案のとおり決定します。</p> <p style="text-align: right;">（午後1時45分）</p>
議 長	<p>第6号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式2）、を上程します。 それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>第6号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式2）は、令和4年5月13日仙台市公告予定分です。総数で2件、17,082㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法第18条第3項の各号を満たしているものです。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議、意見等なし）</p>

議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。 第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第6号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式2)は、原案のとおり決定します。</p> <p>(午後1時46分)</p>
議 長	<p>続いて、協議に入ります。 (1)「令和4年度農地パトロール(利用状況調査)の実施(案)」について事務局から説明願います。</p>
事務局農地係	<p>— 説明 —(1)「令和4年度農地パトロール(利用状況調査)の実施(案)」について</p>
議 長	<p>ご質問・ご意見はございませんか。</p>
高橋勝彦委員 (17番)	<p>農地パトロールの現地調査対象農地の中に登記面積が1㎡や5㎡の狭あいな農地がありますが、小さいと現地調査の時に大変だと思うので、地図をもらってその筆が分るようにしていただきたいです。</p>
事務局	<p>航空写真と照らし合わせて調査しますが、前からの遊休農地リストにあるもので、調査して判定していきます。今後、公図も参考に資料を整えます。難しい時は検討します。</p>
議 長	<p>他にご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(1)「令和4年度農地パトロール(利用状況調査)の実施(案)」については、承認といたします。</p> <p>(午後1時53分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。 (1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(7)売渡あつせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局 農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページ</p>

に記載のとおり 7 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、2 ページに記載のとおり 6 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出については、3 ページから 4 ページに記載のとおり 5 件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。(4)農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知については、5 ページに記載のとおり 7 件ありました。(5)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、6 ページに記載のとおり 1 件ありました。(6)遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地判断については、7 ページに記載のとおり 2 件ありました。続きまして、(7)売渡あっせん希望農地一覧表ですが、新規が 1 件ありましたので、一覧表を修正しております。なお、ホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。

(午後 1 時 56 分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私(佐々木均会長)から報告します。資料 2 をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

続きまして、(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局
振興係

(2)事務局からの連絡事項について

(ア)農業委員会による最適化活動推進等の活動は 10 日を目標にします

(イ)農地等の利用の最適化に関する意見について(依頼文書)

→ 意見があれば、5 月 12 日まで事務局に提出

(ウ)令和 5 年度農林関係税制改正要望について(依頼文書)

→ 意見があれば、5 月 12 日まで事務局に提出

(エ)仙台市農業委員会事務局職員名簿・担当事務

(オ)5 月～6 月の予定表

(カ)「第 24 回全国農業担い手サミット in ふくい」開催日の決定について

(キ)農業経営改善計画の共同申請で配偶者・後継者も認定農業者に

(ク)他市町村農業委員会だより等（名取市、松山市）

議 長

ご意見、ご質問等はございますか。

加藤和江委員
（7番）

月報の書き方について伺います。近所の農家3人に、今後どのように農業経営を考えていますかと意見を聞く機会がありましたが、このような活動はどこに分類すればいいですか。

事務局

月報④の出し手・受け手の意向把握活動になります。なお、月報の他に、誰に声をかけたかと、どんな話をしたかを、それぞれ相談等記録票で提出して下さい。

議 長

他にご質問・ご意見はございませんか。

（意見なし）

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。
他に何かありますか。
なければ以上で全てを終了いたします。

司会：振興係長

閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第48回総会を閉会します。

閉 会

（午後2時11分）